

「河豚鍋」裁判

事件発生から起訴まで

1831年天保2年睦月15日暮れ五つ時頃、摂津国船場・西横堀川玉水町の商家・鹿嶋屋仁左衛門（40歳）の屋敷内において住み込みの手代・富政（とみまさ25歳）が河豚鍋を食して、中毒死するという事件が起きた。仁左衛門の妻・照（てる）が仁左衛門の「大変だ！」という声を聞きつけて駆けつけ、うろたえている仁左衛門と、富政を発見した。照の要請を受けた医者である緒方諭吉が往診して懸命の処置を行ったが、16日子刻頃死亡した。河豚を食べたことによる中毒死であった。緒方諭吉から連絡を受けて大阪町奉行所の同心が午前子刻頃に駆け付け現場を検証した。富政の死を不審に思った奉行所が関係者を召喚して事情聴取をした結果、鹿嶋屋仁左衛門が無理矢理食べさせたと判断され、1週間後に逮捕された。逮捕の直接の要因は妻・照からの聴き取りであった。照は普段から仁左衛門が、丁稚や手代の代わりはいくらでもいることを述べていて、使用人の命を軽視していたことや、実際に事件前の会話に耳を傾けており、仁左衛門が食べることを強要したと供述した。富政が武家に関わる女性との恋に走ったことや、大事な取引先の加賀藩を相手に粗相をして大きな損失を被りかけたことを、仁左衛門が腹に据えかねていたこと、また自身が仁左衛門からモラハラを受けていたとも告白した。しかし、仁左衛門の言い分はあくまでも労いのためであり、強要どころか、食い意地の張った富政が自ら進んで食べたと述べており、決して無理強いしていないと述べ、両者の言い分は真っ向から対立していた。

こうして、この事件は検察官から大阪地方裁判所に起訴状が提出され、公訴が提起された。検察官は殺人罪を主張し、弁護人は被害者が河豚鍋を自らの意思で食したことで死亡したのであって、殺人罪でないことを主張した。